

特定非営利活動法人の設立に係る認証申請の公表について

特定非営利活動法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があつたので下記のとおり公表する。

なお、この関係書類は、奄美市プロジェクト推進課において縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 20 日

記

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1. 申請のあつた年月日 | 令和 8 年 1 月 20 日 |
| 2. 申請に係る特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人しまさばくりサポート |
| 3. 代表者の指名 | 鈴木 厚誌 |
| 4. 主たる事務所の所在地 | 鹿児島県奄美市 104 番地リープファウル鳩浜 201 |
| 5. 公表に係る書類 | |
| | (1) 定款 |
| | (2) 役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載の部分を除く） |
| | (3) 設立趣旨書 |
| | (4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 |
| | (5) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 |

特定非営利活動法人 しまさばくりサポート定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しまさばくりサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奄美市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は奄美市及び大島郡を中心とする奄美群島地域において、地域資源である空き家等を活用し、移住・定住、関係人口の創出、地域活性化を推進するための事業を行うことにより、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる以下の活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域資源を活用した移住・定住促進に関する事業
 - ② 空き家等を活用した住宅提供及びサブリースに関する事業
(介護施設等の事業者への賃貸・社宅提供を含む)
 - ③ ワーケーション・短期居住者向け住宅支援に関する事業
 - ④ 空き家の相談・マッチング支援事業に関する事業
 - ⑤ 空き家等の維持管理・定期巡回・リノベーションその他の管理又は活用に関する支援及び受託事業
 - ⑥ 地域住民・自治体・事業者等との協働による空き家対策推進事業
 - ⑦ 空き家予防及び空き家等の管理・活用に関する普及啓発・情報提供・調査研究事業
(チラシ配布、勉強会、講座開催等を含む)

- ⑧ 空家等対策の推進に関する特別措置法第24条に規定する業務
- ⑨ 観光体験型プログラムの開発・運営に関する事業
- ⑩ 地域資源を活用した商品開発・ブランディング・物販に関する事業
- ⑪ 地域課題の解決及び地域経済の活性化を目的とした、
地域における事業者・団体等のマーケティング支援及び情報発信に関する事業
- ⑫ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売及びサービスの提供（地域産品、情報冊子、管理サービス等）
- ② 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、其の事業を賛助するために入会した個人及び団体であつて、法上の社員の資格を有しないものとする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人は、事業運営に必要な費用に充てるため、総会の議決をもって会員から会費を徴収することができる。

- 2 会費の有無、種別、金額及び納入方法等は、総会の議決をもって定める。この場合において、会費を徴収しないことを定めることができる。
- 3 設立時にあっては、前項の規定により、会費を徴収しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち奄美市に帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法 (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則 (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 鈴木 厚誌
副理事長 村上 孝輔
副理事長 清水 飛鳥
監事 里村 紀幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

(法第10条第1項第2号イ)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	鈴木 厚誌	[REDACTED]	無
副理事長	村上 孝輔	[REDACTED]	無
副理事長	清水 飛鳥	[REDACTED]	無
監事	里村 紀幸	[REDACTED]	無

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事長」、「副理事長」ではなく「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族については、役員総数が6人以上であれば、本人と合わせて2人までは役員となることはできますが、5人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の3分の1以下とすること。（法第2条第2項第1号ロ）

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、鹿児島県奄美市をはじめとする島嶼地域では、人口減少・高齢化の進行に伴い、空き家の増加が深刻な社会課題となっています。特に、地元の人々にとって維持管理が困難となった家屋が放置され、景観や安全面、防災・衛生環境の悪化につながっており、地域の暮らしや観光資源としての魅力にも影響を及ぼしています。

一方で、奄美地域には豊かな自然・文化・歴史・人とのつながりといった独自の地域資源が存在し、移住希望者やワーケーション利用者、さらには短期滞在者など、都市部との新たな関係を築こうとする層から強い関心が寄せられています。しかしながら、こうした需要と供給の間には情報の非対称性や制度上の壁があり、空き家の利活用や地域への定住支援が十分に機能していない現状があります。

そこで私たちは、奄美市及び大島郡を中心とする奄美群島地域において、空き家問題を「リスク」ではなく「資源」と捉え、適切に維持管理・改修・マッチングを行うことで、移住・定住支援、観光資源開発、地域プランディングに至るまで、包括的かつ持続可能な地域づくりを実現することを目指し、本法人を設立することといたしました。

これまでとして空き家に関する相談・調査・研究等の活動を行ってきましたが、この活動をさらに大きくし、空き家の発生予防および適切な管理・利活用を通じて、安全で暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、多くの仲間たちを集め、広くオープンな活動にしていくことが必要です。

そのためにはこの活動主体である団体は、社会に認められた非営利活動を行う法人格を与えることで、私たちの活動がより多くの地域、そしてより多くの人々に受け入れられるものと考えるに至りました。

よってここに空き家問題に取り組む特定非営利活動法人を設立し、その活動を広く展開していくこうとするものです。

本法人は、地域住民・自治体・不動産事業者・移住希望者・専門家等と連携しながら、以下のような事業を通じて、空き家の利活用と新しい暮らし方の創出を図ってまいります。

2 申請に至るまでの経過

令和7年1月 地域おこし協力隊として空き家対策の活動を始める

令和7年5月 特定非営利活動法人格取得のため準備を進める

令和7年11月 設立総会の開催

令和7年11月18日

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

設立代表者 住所

氏名 鈴木 厚志

(法第10条第1項第7号)

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人數	受益対象者の範囲及び予定人數	事業費の予算(千円)
地域資源を活用した移住・定住促進に関する事業	本年は実施しない					0円
空き家等を活用した住宅提供及びサブリースに関する事業	本年は実施しない					0円
ワーケーション・短期居住者向け住宅支援に関する事業	本年は実施しない					0円
空き家の相談・マッチング支援事業に関する事業	本年は実施しない					0円
空き家等の維持管理・定期巡回・リノベーションその他の管理又は活用	本年は実施しない					0円

に関する支援及び受託事業						
地域住民・自治体・事業者等との協働による空き家対策推進事業	本年は実施しない					0円
空き家予防及び空き家等の管理・活用に関する普及啓発・情報提供・調査研究事業	本年は実施しない					0円
空家等対策の推進に関する特別措置法第24条に規定する業務	本年は実施しない					0円
観光体験型プログラムの開発・運営に関する事業	本年は実施しない					0円
地域資源を活用した商品開発・ブランドティング・物販に関する事業	本年は実施しない					0円
地域課題の解決及び地域経済の活性化を目的	本年は実施しない					0円

とした、 地域における事業者・団体等のマーケティング支援及び情報発信に関する事業						
その他本法人の目的を達成するためるために必要な事業	本年は実施しない					0円

(2) その他の事業

事業名	事業内容等	事業費の予算 (円)
物品販売及びサービスの提供（地域産品、情報冊子、管理サービス等）	本年は実施しない	0円

【作成上の留意点】

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ作成すること。
- 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を明確に区分して記載すること。
- 事業実施の方針については、当該年度の事業計画実施の重点目標、その取り組み方などを記載すること。
- 定款に定める事業ごとに、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額などがわかるように作成すること。
- 事業名は、定款第5条に記載された事業名で統一すること。
- 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう詳しく記載すること。

- 8 実施予定日は、設立初年度については法人設立（予定）日以降について記載すること。
- 9 受益対象者の範囲及び予定人数は、「受益対象者」と「予定人数」のどちらも記載すること。
- 10 事業別に、事業費の予算の合計額と活動予算書の事業費の計とを一致させること。
- 11 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しない場合は「(2)その他の事業 今年度は実施せず」などと記載すること。

(法第10条第1項第7号)

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人數	受益対象者の範囲及び予定人數	事業費の予算(千円)
地域資源を活用した移住・定住促進に関する事業	本年は実施しない					0
空き家等を活用した住宅提供及びサブリースに関する事業	介護施設等の事業者と連携し、入居者の家を職員の寮として空き家を借上・転貸する仕組みを試行する。所有者・法人・入居者の三者が安心できる契約モデルの検討を行う。	2月～	奄美市内	3	介護施設入居者と介護施設従業員5名	270
ワーケーション・短期居住者向け住宅支援に関する事業	本年は実施しない					0
空き家の相談・マッチング支援事業に関する事業	本年は実施しない					0
空き家等の維持管理・定期巡回・リノベーションその他の管	本年は実施しない					0

理又は活用に関する支援及び受託事業						
地域住民・自治体・事業者等との協働による空き家対策推進事業	本年は実施しない					0
空き家予防及び空き家等の管理・活用に関する普及啓発・情報提供・調査研究事業	本年は実施しない					0
空家等対策の推進に関する特別措置法第24条に規定する業務	本年は実施しない					0
観光体験型プログラムの開発・運営に関する事業	本年は実施しない					0
地域資源を活用した商品開発・ブランドティング・物販に関する事業	本年は実施しない					0
地域課題の解決及び地域経済の活性化を目的	本年は実施しない					0

とした、 地域における事業者・団体等のマーケティング支援及び情報発信に関する事業						
その他本法人の目的を達成するためるために必要な事業	本年は実施しない					0

(2) その他の事業

事 業 名	事 業 内 容 等	事業費の予算 (千円)
物品販売及びサービスの提供 (地域産品、情報冊子、管理サービス等)	本年は実施しない	0

【作成上の留意点】

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ作成すること。
- 特定非営利活動に係る事業と他の事業を明確に区分して記載すること。
- 事業実施の方針については、当該年度の事業計画実施の重点目標、その取り組み方などを記載すること。
- 定款に定める事業ごとに、事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額などがわかるように作成すること。
- 事業名は、定款第5条に記載された事業名で統一すること。
- 事業内容は、活動の具体的な内容がわかるよう詳しく記載すること。

- 8 実施予定日は、設立初年度については法人設立（予定）日以降について記載すること。
- 9 受益対象者の範囲及び予定人数は、「受益対象者」と「予定人数」のどちらも記載すること。
- 10 事業別に、事業費の予算の合計額と活動予算書の事業費の計などを一致させること。
- 11 定款でその他の事業を規定しているが当該年度に事業を実施しない場合は「(2)その他の事業 今年度は実施せず」などと記載すること。

設立当初の事業年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

科目	金額（円）	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
5. その他収益		
受取利息	0	
経常収益計		300,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
臨時賃金		
退職給与引当金		
人件費計		
(2) その他経費	250,000	
会議費		
旅費交通費	20,000	
消耗品費		
光熱水費		
その他経費計	270,000	
事業費計		270,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
人件費計		
(2) その他経費	30,000	
消耗品費		
光熱水費		

その他経費計	30,000		
管理費計		300,000	
経常費用計			300,000
当期経常増減額			
III 経常外収益		0	
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用		0	
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
(設立時正味財産額)			
次期繰越正味財産額			0

設立当初の事業年度 その他活動予算書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計 (円)
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
経常収益計	0	0	0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
臨時賃金			
退職給与引当金			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
印刷製本費			
委託料			
売上原価			
その他経費計	0	0	
事業費計	0	0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
臨時賃金			
人件費計	0	0	0

(2) その他経費		
消耗品費		
光熱水費		
その他経費計		
管理費計	0	0
経常費用計	0	0
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		
次期繰越正味財産額		

令和8年度の事業年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

科目	金額（円）	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
5. その他収益	0	
受取利息		
経常収益計		300,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
臨時賃金		
退職給与引当金		
人件費計		
(2) その他経費	250,000	
会議費		
旅費交通費	20,000	
消耗品費		
光熱水費		
その他経費計	270,000	
事業費計		270,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
人件費計		
(2) その他経費	30,000	
消耗品費		
光熱水費		

その他経費計	30,000		
管理費計		300,000	
経常費用計			300,000
当期経常増減額			
III 経常外収益		0	
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用		0	
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
(設立時正味財産額)			
次期繰越正味財産額			0

令和8年度の事業年度 その他活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人しまさばくりサポート

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計（円）
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
贊助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
経常収益計	0	0	0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
臨時賃金			
退職給与引当金			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
印刷製本費			
委託料			
売上原価			
その他経費計	0	0	
事業費計	0	0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
臨時賃金			
人件費計	0	0	0

(2) その他経費		
消耗品費		
光熱水費		
その他経費計		
管理費計	0	0
経常費用計	0	0
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額		
(設立時正味財産額)		
次期繰越正味財産額		